

## 掲載内容

## 第1章 遺産分割のポイント

## 第1 遺産分割に関する法務のポイント

- Point1 遺産分割をする必要がない場合
- Point2 遺産分割前にやるべきこと
- Point3 遺産分割のルール
- Point4 遺産分割の効果
- Point5 遺産分割協議後の手続
- Point6 遺産分割後に生じ得る問題

## 第2 遺産分割に関する税務のポイント

- Point7 相続税申告等のスケジュール
- Point8 遺産分割における税務上の留意点
- Point9 納税方法からみる遺産分割
- Point10 相続税申告後の手続き

## 第2章 一般的な相続財産の遺産分割

- Case1 相続人が配偶者・子の場合の遺産分割

## 第3章 寄与分・特別受益を含む相続財産の遺産分割

- Case2 相続財産に寄与分・特別受益が含まれる場合の遺産分割

## 第4章 代襲相続人がある場合の遺産分割

- Case3 代襲相続人がある場合の遺産分割

## 第5章 不動産を含む相続財産の遺産分割

- Case4 居住用不動産を含んでいる場合の遺産分割
- Case5 事業用不動産を含んでいる場合の遺産分割
- Case6 収益用不動産を含んでいる場合の遺産分割
- Case7 遺産が不動産のみの場合の遺産分割
- Case8 借地権・底地権を含んでいる場合の遺産分割

## 第6章 農地を含む相続財産の遺産分割

- Case9 農地を含んでおり、相続人中に農業を承継する者がいる場合の遺産分割
- Case10 農地を含んでおり、相続人中に農業を承継する者がいない場合の遺産分割

## 第7章 山林を含む相続財産の遺産分割

- Case11 主要な遺産が山林である場合の遺産分割
- Case12 山林を含んでいる場合の遺産分割

## 第8章 非上場株式等や金融資産を含む相続財産の遺産分割

- Case13 相続財産に被相続人が経営していた会社の非上場株式を含んでおり、相続人中に事業承継を

- する者がいる場合の遺産分割
- Case14 相続財産に被相続人が経営していた会社の非上場株式を含んでおり、相続人中に事業承継をする者がいない場合の遺産分割
- Case15 有価証券を含んでいる場合の遺産分割
- Case16 仮想通貨を含んでいる場合の遺産分割

## 第9章 相続債務を含む相続財産の遺産分割

- Case17 相続財産と共に相続債務がある場合の遺産分割

## 第10章 相続財産の公益法人等への寄附を含む相続財産の遺産分割

- Case18 相続財産自体を寄附する場合の遺産分割
- Case19 相続財産を換価して現金を寄附する場合の遺産分割
- Case20 公益法人等への寄附等について遺言があった場合の遺産分割

## 第11章 涉外関係が絡む相続財産の遺産分割

- Case21 相続人に海外居住者がいる場合の遺産分割
- Case22 被相続人が外国籍の場合の遺産分割
- Case23 遺産の一部が海外にある場合の遺産分割

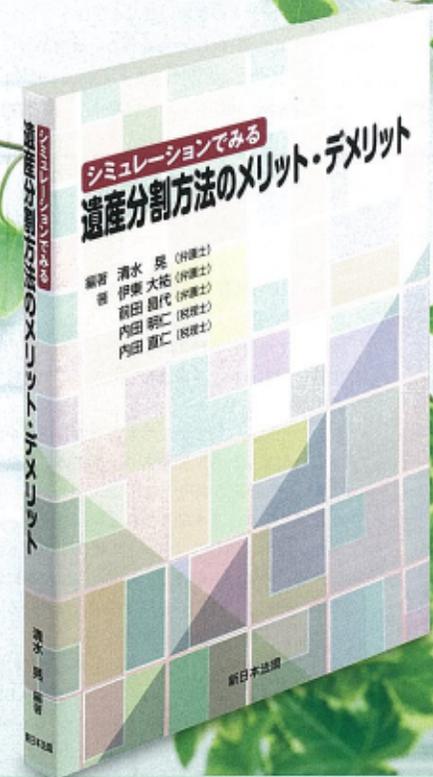
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

シミュレーションでみる  
遺産分割方法の  
メリット・デメリット

編著 清水 晃 (弁護士)

著 伊東 大祐 (弁護士)  
前田 昌代 (弁護士)  
内田 明仁 (税理士)  
内田 直仁 (税理士)

- ◆相続の状況や相続財産の種類に応じたケースを設定し、各ケースで考えられる遺産分割方法を例示しています。
- ◆遺産分割方法ごとに法務・税務上のメリット・デメリットを解説しています。
- ◆遺産分割事件に精通した弁護士と税理士による共同執筆です。



B5判・総頁294頁  
定価 4,180円  
(本体3,800円)送料460円

0120-089-339  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!! <電子版>  
定価 3,850円(本体 3,500円)



# 内容見本

(B5判縮小)

## Point 8 遺産分割における税務上の留意点

### 1 配偶者と二次相続の考慮

#### (1) 配偶者の税額の軽減

配偶者が、相続財産を相続した場合、配偶者が取得した正味の相続財産額が、次のどちらかの多い金額までは、相続税が課税されないという制度があります(相続19の2)。

- ① 1億6,000万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

留意点として、この特例を受けるには、相続税の申告期限までに遺産分割を終えていなければなりません。期限までに遺産分割が終わらない場合は、前述のPoint7 2(5)に記載のとおり、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、申告期限から3年以内に遺産を分割すれば、配偶者の税額の軽減を受けることができます。さらに、その3年以内にも分割できない場合は、やむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けられれば、更に2か月延長することができます(相続令4の2②)。

夫婦で先に死亡した配偶者の相続を一次相続と呼び、その後死亡した配偶者の相続を二次相続と表現することが、一般的なもので、本書でもそのように表現します。相続税

相続税  
相続  
(2  
基  
①  
②  
③  
④  
ま  
必要  
偶者  
少な  
相続  
スガ  
し

### 3 小規模宅地等の特例を考慮した場合

#### (1) 概要

小規模宅地等の特例(租特69の4)は、相続税の軽減に効果的な場合が多く、一方で適用要件に関するルールが複雑です。ここでは特例の概要と遺産分割協議でのポイントのみを説明します。

従前の相続税法制では、農家における相続が優遇されていました。これに対して、商工業の事業主から反発があり、事業の用に供する土地に関する配慮を求め、成立したものです(特定事業用宅地等)。したがって、被相続人が行っていた事業を相続人が引き継ぐことが、基本的な要件といえます。

また、住居に関しては、バブル経済が崩壊した後、都市部の居宅を相続し、相続税の納付のために居宅を売却しても、相続税額に満たないケースも散見されました。そのため、せめて、居宅ぐらいいは相続人に残せるようにしようと、この特例は拡充されてきました(特定居住用宅地等)。

このように、生活の基盤である事業・居宅については、相続税が課税されても最低限確保できるようにすることが、この特例の主旨です。この点から考えると、既に自己所有の不動産を所有している相続人が、親が居住していた別の不動産を相続しても、この特例に該当しないということになります。

また、事業のうちでも、不動産の貸付(貸付事業用宅地等)だけは、生活の基盤と言いきい面もあるため、適用限度面積や減額される割合などが低く設定されています。

これらの特例の種類と概要に関しては、次の図表5のとおりとなります。

＜図表5 特例対象宅地等の種類＞

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		② 一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く。)用の宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④ 一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	200㎡	50%

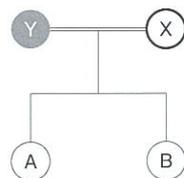
## Case 4 居住用不動産を含んでいる場合の遺産分割

### ケース

夫Y(80歳)が亡くなり、妻X(75歳)と子A(50歳)・子B(48歳)の3人が相続人になりました。

XとAは、被相続人Yと同居し、Bは家を出て生活をしています。

#### ＜相続関係＞



#### ＜法定相続分＞

法定相続人	続柄	法定相続分
X	妻	1/2
A	子	1/4
B	子	1/4

#### ＜相続財産＞

### 分割例④

配偶者には配偶者居住権を承継させ、子らには所有権を相続させる場合

【相続税額の合計】3,421,000円

新民法によって創設された配偶者居住権を利用して、配偶者の居住を確保する一方、子らには所有権を承継させた場合のシミュレーションを検討してみます。

相続人	承継する遺産	相続税
配偶者X	現金1,500万円、配偶者居住権	0円
子A	現金750万円、土地及び建物1/2(配偶者居住権負担付)	101.9万円
子B	現金750万円、土地及び建物1/2(配偶者居住権負担付)	240.2万円

#### 相続分・相続税額

- ・配偶者Xの取得する遺産：現金1,500万円＋土地(2,864万円、小規模宅地等の特例により572.8万円)＋建物3,572万円＝合計5,644.8万円  
配偶者の相続税額は、配偶者の税額の軽減(1億6,000万円以下)により0円となります。
- ・子Aの取得する遺産：現金750万円＋土地(2,568万円、小規模宅地等の特例により513.6万円)＋建物214万円＝合計1,477.6万円  
相続税額は、101.9万円となります。
- ・子Bの取得する遺産：現金750万円＋土地2,568万円＋建物214万円＝合計3,532万円  
相続税額は、240.2万円となります。

#### 分割の効果

メリット	⑤ 相続人間での不均衡な財産承継を防ぐことができる。 ⑥ 配偶者居住権の設定により、配偶者に対して安定的な居住を確保できる。
デメリット	④ 相続税負担が増大する。 ⑥ 配偶者居住権の性質から、各人の事情の変更が生じた際に柔軟な対応ができない。

### 概

相続

## メリット・デメリット

### ＜メリット＞

- ① 配偶者が、相続開始前から居住する不動産に、相続開始後も安定して居住を継続するためには、配偶者が当該不動産の所有権を取得することが有効かつ適切といえます。
- ② 相続税の負担を軽減するために、配偶者の税額の軽減(相続19の2)を利用する方法があります。配偶者の税額の軽減とは、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、①1億6,000万円か、②配偶者の法定相続分相当額か、どちらか多い金額までは配偶者に相続税がかからないという制度です。
- ③ 相続税の負担を軽減するために、小規模宅地等の特例(租特69の4)を利用する方法があります。小規模宅地等の特例とは、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の要件を満たしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額するというものです。

本ケースでは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、330㎡まで80%が減額されます。

- ④ 配  
多  
い  
そ  
う  
と  
な  
を  
軽
- ⑤ 法  
割  
合  
す。
- ⑥ 配  
住  
権  
に  
対  
の  
終  
用  
借

### 文例(分割例②)

#### 遺産分割協議書

被相続人甲(昭和〇年〇月〇日生、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号)の令和〇年〇月〇日死亡により開始した相続の共同相続人であるX、A、Bの間で、次のとおり遺産分割の協議をした。

1. 相続人Xは、現金1,500万円を相続する。
2. 相続人Aは、以下の財産を相続する。
  - (1) 土地  
所在 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 宅地  
地積 300㎡
  - (2) 建物  
所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 120㎡
  - (3) 現金 750万円
3. 相続人Bは、現金750万円を相続する。

令和〇年〇月〇日

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 X ㊟

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 A ㊟

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B ㊟